

再生可能エネルギー固定価格買取制度 の導入と残された課題

本年7月施行予定の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「本法」といいます。）では、いわゆる「固定価格買取制度」が注目を集めています。同制度の成立は、日本における再生可能エネルギービジネスの可能性をより高め、再生可能エネルギーの普及と推進を促進するものです。本クライアント・ブリーフィングでは、日本における再生可能エネルギービジネスを促進する観点から、固定価格買取制度及び残された課題について説明します。

なぜ日本において固定価格買取制度の導入が必要なのか？

本法は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスといった再生可能エネルギー源（法2条4項）を利用して発電した電気を、電気事業者に一定の価格で買い取ることを義務づけることにより、再生可能エネルギー源の利用の促進を図ることを目的としています。

本法の成立により、日本における再生可能エネルギー導入政策は、市場割当義務(Renewable Portfolio Standard, RPS)制度から固定価格買取(Feed in Tariff, FiT)制度へと変更されました。これまでは、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（以下「RPS法」といいます。）により、一般電気事業者（電力会社）にはその販売電力量の約1%以上の再生可能エネルギーの利用が義務づけられていました。しかし、現状では、再生可能エネルギーの利用が思ったほど進んでいなかったため、本法により固定価格買取制度が導入されることになりました。

固定価格買取制度とは、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気について、国が定める一定の期間及び価格で電気事業者が買い取ることを義務づける制度です。そして、電気事業者が再生可能エネルギーを用いて発電された電気の購入に要した費用は、原則として電力消費者に課す使用電力に比例した賦課金（サーチャージ）によって回収することになっています。つまり、再生可能エネルギーの導入コストは、電気料金の一部として、電気の利用者が負担します。

主要トピック

なぜ日本において固定価格買取制度の導入が必要なのか？

企業にとっての再生可能エネルギー発電事業参入メリット

残された課題

今後の展望

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。

宮川賢司（みやがわけんじ）
直通電話番号：03-5561-6629
電子メール：
Kenji.Miyagawa@cliffordchance.com

黒川ひとみ（くろかわひとみ）
直通電話番号：03-5561-6632
電子メール：
Hitomi.Kurokawa@cliffordchance.com

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業
〒107-0052
東京都港区赤坂2丁目17番7号
赤坂溜池タワー7階
www.cliffordchance.com

企業にとっての再生可能エネルギー発電事業参入メリット

(1) 買取対象の拡大

すでに 2009 年 11 月から「非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に基づいて、住宅及び事業所を対象とした一定規模以下の太陽光発電の余剰電力買取制度が実施されてきました。しかし、固定価格買取制度のもとで、固定価格による買取対象となる電気は、太陽光発電以外に、風力発電、水力発電、地熱発電及びバイオマス発電等に拡大されました（本法 2 条 4 項）。また、太陽光発電についても、住宅用太陽光発電だけでなく発電事業目的での太陽光発電による電気も買取り対象に拡大されました。このような買取対象の拡大は、本法が再生可能エネルギー源を利用した大規模な発電設備の設置を促進しようとしていることを裏付けるものです。

(2) 買取価格・買取期間の予測可能性の確保

注目すべきは、2012 年 7 月 1 日から 3 年間は、電力の買取価格を決定するに際して再生可能エネルギー発電事業参入者の利潤に特に配慮されることです（付則 7 条）。また、売電契約締結時に定めた電力の売却価格がその契約期間中継続すると定めた場合、発電者は、電気事業者に対して、その契約期間中は契約で定めた売却価格で売却することができます（契約締結時以後に固定買取り価格が改定された場合でも、売電契約で合意された価格は影響を受けません）。

(3) 2つの経済的メリット

再生可能エネルギー源を利用した発電を導入する場合の経済的メリットは、2 つあります。すなわち、(1)電力自体の価値からの利益、及び(2)環境価値からの利益です。

第一の電力自体の価値からの利益については、例えば企業は、自社敷地内で自ら設備投資した（購入した）発電設備で発電した電力を自社で利用し、電力会社から購入する電力を削減し、電気料金を抑えることができます。

第二の環境価値からの利益については、グリーン電力証書として他社へ売却したり、東京都の CO2 排出規制の削減達成量に換算したりすることで、経済的なメリットを享受できます。さらに、クリーンな電気の使用は、CSR 効果も期待できます。

残された課題

(1) 固定価格の決定

本法は、本年 7 月 1 日に施行される予定ですが、肝心の買取りの「固定価格」の具体的内容については未公表となっています。

「固定価格」の決定においては、再生可能エネルギー事業への投資を促進するという要請とエンドユーザーの負担を最小化するという要請の双方を調和させる必要があるため、難しい判断が必要になると考えられます。

(2) 規制緩和の必要性

再生可能エネルギーを利用した発電設備に投資するにあたっては、保安規制、立地規制等の各種法規制及び条例を遵守しているか確認する必要があります。この点については、今後政府により各種規制を緩和することが期待されています。

(3) 制度の安定性

固定価格買取制度について、3年ごとの見直し及び2020年度を目途とする抜本の見直しが予定されています。再生可能エネルギーへの投資促進のためには、固定価格買取制度が長期的に安定して運用されることが期待されます。

今後の展望

固定価格買取制度に基づく各種取引が魅力的なものとなりうるかどうかは、「固定価格」の具体的内容及び制度の安定性にかかっていると思われまます。これらの点については今後も引き続き注意深く見守っていく必要がありますが、本制度は、日本国内における再生可能エネルギーの促進を図る上で重要な一歩であると言えます。

本クライアント・ブリーフィングはテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本クライアント・ブリーフィングは、法律その他のアドバイスを行うものではありません。
クリフォードチャンスは、本クライアント・ブリーフィングに基づく行為により生じた事態には一切責任を負いません。無断複写・複製・転載を禁じます。

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Qatar ■ Riyadh* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

* Clifford Chance also has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh